生駒市条例第15号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例(昭和46年11月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第29条第1項中「調製させ」を「作成させ」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署 名又は押印については、地方自治法第123条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。